

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白子町防災会議が作成する計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらし、本町においても、地震・津波などにより被害を受けたところである。また、平成27年9月9日から11日にかけて発生した関東・東北豪雨、平成28年4月に発生した直下型地震である熊本地震などの大規模な災害に伴う被害が各地で発生している。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、町民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害や各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

<資料編1 - 1 白子町防災会議条例>

第2節 計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 地震・津波編

(地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画)

第3編 風水害編

第4編 大規模事故編

の4編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成24年修正において新設したものである。

第2編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、千葉県においても津波による大きな被害が発生し、白子町においても河川堤防・護岸等の構造物への損傷や小船の流出などの被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため、平成24年修正において従来の震災編を改称したものである。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。

第2編地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的とし、千葉県地域防災計画の地震・津波 附編に基づき、まとめたものである。

第3編風水害編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編大規模事故編は、海難事故、油流出事故、航空機事故、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

また、大規模自然災害等に備えるための事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施・推進するために、国土強靱化地域計画を定めるよう努める。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の町民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、町民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みに努める。

さらに、民間団体等と町・県との連携の取組みも重要となっており、阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできている。本町でも、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定や、包装資材製造販売会社との救援物資の供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。今後も連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、町や県をはじめとする防災関係機関においても、町民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、この計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町の地域に係る災害対策を実施するにあたり、町、県のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、町民、事業者、自主防災組織等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

【白子町】

- 1 白子町防災会議及び町災害対策本部に関する事
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
- 3 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関する事
- 4 災害の防除と拡大防止に関する事
- 5 救助、防疫その他保健衛生に関する事
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧用資材の確保と物価の安定に関する事
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- 8 被災町営施設の応急対策に関する事
- 9 災害時における文教対策に関する事
- 10 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- 12 被災施設の復旧に関する事
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事
- 14 被災者の生活再建支援に関する事
- 15 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力に関する事
- 16 防災知識の普及に関する事
- 17 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関する事
- 18 避難の勧告、指示に関する事
- 19 災害時における自衛隊の災害派遣要請の依頼に関する事

【長生郡市広域市町村圏組合（以下「広域」という。）】

（消防本部）

- 1 防災のための調査研究、教育及び訓練に関する事
- 2 消防、水防等の災害拡大防止活動に関する事
- 3 被災者に対する救出救護及び行方不明者の搜索活動に関する事
- 4 災害危険区域の把握及び警戒に関する事
- 5 災害時における被害調査に関する事

（水道部）

水道施設の防災対策と災害時における供給対策に関する事

（環境衛生課）

廃棄物処理施設の防災対策と災害時における掃除対策に関する事

【千葉県】

- 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事

- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災県営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害時における社会秩序の維持に関すること
- 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13 被災施設の復旧に関すること
- 14 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都区市間の相互応援協力に関すること
- 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- 17 被災者の生活再建支援に関すること
- 18 町が実施する災害応急対策の補助及び町間の総合調整に関すること

(長生地域振興事務所)

- 1 白子町が処理する事務、事業の指導及び斡旋に関すること
- 2 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること
- 3 災害救助に係る連絡・調整に関すること
- 4 その他災害の防除と拡大の防止に関すること

(長生健康福祉センター)

- 1 医療施設の保全に関すること
- 2 防疫その他保健衛生に関すること

(長生土木事務所)

- 1 県の管理に係る河川、道路、橋梁、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地等の公共土木施設の災害復旧に関すること
- 2 水防に関すること

(長生農業事務所)

農地、農業用施設の防災並びに災害復旧に関すること

(茂原警察署)

- 1 被災者の救出、避難誘導及び避難に関すること
- 2 死体(行方不明者)の搜索及び検視に関すること
- 3 交通規制に関すること
- 4 防犯その他社会秩序の維持に関すること

【指定地方行政機関】

(関東管区警察局)

- 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること

- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- 5 津波、噴火警報の伝達に関すること

(関東総合通信局)

- 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること
- 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

(関東財務局千葉財務事務所)

- 1 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- 2 融資関係
(1) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
(2) 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- 3 国有財産関係
(1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
(2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
(3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
(4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
(5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
(6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係
(1) 災害関係の融資に関すること
(2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
(3) 手形交換、休日営業等に関すること
(4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
(5) 営業停止等における対応に関すること

(関東信越厚生局)

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- 2 関係職員の派遣に関すること
- 3 関係機関との連絡調整に関すること

(千葉労働局)

- 1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

(関東農政局)

- 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

- 2 応急用食料・物資の支援に関する事
- 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事
- 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
- 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- 10 被害農業者に対する金融対策に関する事

(関東森林管理局)

- 1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事
- 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事

(関東経済産業局)

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3 被災中小企業の振興に関する事

(関東東北産業保安監督部)

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- 2 鉱山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関する事

(関東地方整備局)

- 1 災害予防
 - (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - (2) 通信施設等の整備に関する事
 - (3) 公共施設等の整備に関する事
 - (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
 - (7) 豪雪害の予防に関する事
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事
 - (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事
 - (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
 - (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
 - (8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事
- 3 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(関東運輸局)

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事

- 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- 4 災害時における応急海上輸送に関すること
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

(成田空港事務所)

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(関東地方測量部)

- 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- 3 地殻変動の監視に関すること

(銚子地方気象台)

- 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(第三管区海上保安本部)

- 1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- 2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

【自衛隊】

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - (3) 防災資材の整備及び点検に関すること
 - (4) 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - (2) 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

【指定公共機関】

(東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- 3 義援金の募集及び配分に関する事

(日本放送協会)

- 1 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
- 4 被災者の受信対策に関する事

(成田国際空港株式会社)

- 1 災害時における空港の運用に関する事
- 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事
- 3 帰宅困難者対策に関する事

(日本通運株式会社千葉支店)

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(東京電力パワーグリッド株式会社)

- 1 災害時における電力供給に関する事
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

(KDDI株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関する事
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(日本郵便株式会社)

- 1 災害時における郵便事業運営の確保
- 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事
 - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事
- 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

(ソフトバンク株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関する事
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社)

災害時における物資の輸送に関する事

【指定地方公共機関】

(千葉県両総土地改良区)

- 1 防災ため池等の施設の整備と管理に関する事
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事
- 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関する事

(公益社団法人千葉県医師会)

- 1 医療及び助産活動に関する事
- 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

(一般社団法人千葉県歯科医師会)

- 1 歯科医療活動に関する事
- 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事

(一般社団法人千葉県薬剤師会)

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関する事
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事
- 3 地区薬剤師会との連絡調整に関する事

(公益社団法人千葉県看護協会)

- 1 医療救護活動に関する事
- 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関する事

(千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送及び株式会社ベイエフエム)

- 1 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事

(一般社団法人千葉県トラック協会及び一般社団法人千葉県バス協会)

災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(千葉県道路公社 九十九里有料道路管理事務所)

- 1 所管道路の保全に関する事
- 2 所管道路の災害復旧に関する事
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事

【公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者】

(一般社団法人茂原市長生郡医師会)

- 1 医療及び助産活動に関する事
- 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

(一般社団法人茂原市長生郡歯科医師会)

- 1 歯科医療活動に関する事
- 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事

(一般社団法人外房薬剤師会)

- 1 医薬品の調達及び供給対策に関すること
- 2 薬剤師会、薬剤師との連絡調整に関すること

(長生農業協同組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 農業施設の保全及び農産物の確保、資機材の供給に関すること
- 3 組合員に対する融資の斡旋、資金導入計画に関すること
- 4 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
- 5 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
- 6 農産物の需給調整に関すること

(九十九里漁業協同組合、南白亀川漁業協同組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること
- 3 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること

(白子町商工会)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- 2 救助物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
- 4 災害時における物価安定への協力

(病院等医療施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導
- 3 災害時における病人等の収容及び保護
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助

(白子町社会福祉協議会)

- 1 要配慮者の支援に関すること
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

(金融機関)

被災事業者等に対する資金の融資に関すること

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

(危険物取扱施設)

- 1 安全管理の徹底に関すること
- 2 防護施設の整備に関すること

【町民、自主防災組織等】

(町民)

- 1 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること

- 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(自主防災組織)

- 1 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- 2 町及び県が行う防災対策に協力するよう努めること

(事業者)

- 1 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること
- 3 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

(ボランティア団体)

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

<資料編 1 - 3 近隣市町村>

<資料編 1 - 4 県関係機関>

<資料編 1 - 5 指定地方行政機関>

<資料編 1 - 6 指定公共機関>

<資料編 1 - 7 指定地方公共機関>

<資料編 1 - 8 自衛隊>

<資料編 1 - 9 長生郡市広域市町村圏組合>

<資料編 1 - 10 公共的団体及びその他の団体>

<資料編 1 - 11 町内防災関係機関>

第4章 地勢概要等

1 地勢等

(1) 位置及び面積

白子町は、千葉県のほぼ中央にある長生郡に属し、東経 140 度 22～25 分、北緯 35 度 25～29 分に位置している。広ぼうは、東西 5.7 km、南北 6.3 km で、周囲 25.3 km、面積は 27.50 km²で、町の南は長生村、北は大網白里市、西は茂原市、東は九十九里浜となっている。

交通は県都千葉市までは、鉄道で茂原駅及び大網駅から 25～30 分、自動車では、県道茂原白子線、千葉外房有料道路経由で約 30 km、40 分で結ばれ、県内では比較的千葉市への交通の利便性が高い位置にある。東京までは、鉄道で茂原駅から特急を利用して約 50～60 分、高速バスで白子車庫から約 90 分、自動車では京葉道路または首都高速湾岸線経由で約 70 km、80 分で結ばれている。更に、圏央道の開通により、アクアラインへのアクセスも向上し、東京・神奈川が一層近くなっている。

(2) 地形

白子町は日本最大級の砂堤列平野である九十九里平野の南部に位置しているため、地形は平坦である。九十九里平野は約 6000 年前の縄文海進極相期以降より形成されてきたとみられ、現在の海岸線にほぼ並行して砂堤列と堤間湿地が分布している。砂堤列と堤間湿地は波によって打ち上げられた現在の海岸に沿った「横川」と同様なものの隆起あるいは海退によって形成されてきたもので、町内には、海岸から後背地の下総台地までの間に 9～13 列もみられる。

町内の地盤の最高地点は日当地区の海拔 7m(T.P. 東京湾中等潮位)であり、海拔 6～5m の地帯は千町一御殿山、北日当一中島一北高根、牛込新田一剃金である。一方 南白亀川周辺は川の浸食による海拔 2m(T.P.)以下の地域が広がり、これらは、町域の約 43%を占める。



千葉県における白子町の位置

(4) 地質

白子町の地表の地質は、現世(新世代第四期、沖積世)に堆積した沖積層であるが、地下 2500 ~ 3000m には保田層群と呼ばれる基盤岩が存在する。保田層群は、一般に基盤岩と呼ばれ、塊状凝灰質砂岩・塊状泥岩から成る地層で約 2500 万年前(新世代古第三紀末から第三紀中新世前期)に海底に堆積した。

保田層群の上に三浦層群、そしてその上に上総層群が堆積しているが、上総層群は約 1300 万年前(新第三紀鮮新世から第四紀更新世：洪積世)に堆積したもので主に泥岩、砂岩及びそれらの互層から成る。

なお、白子町付近では上総層群上部の長南層、柿の木台層、笠森層は存在せず、国本層の上が一番新しい第四期の沖積層が不整合に堆積している。

また、上総層群は水溶性天然ガスを含む水中のヨウ素の鉱床となっている。

(5) 河川

南白亀川は、大網白里市小西に源を発し、白子町の中央部を北から東に流れ、太平洋に注いでおり、流路延長 21.7km、流域面積 116.5k m²である。

南白亀川の支流である赤目川は本納地区からの流れを集め町北部で、新川は関地区西部から、また、内谷川は長生村方面の流れを集めて町中央で、それぞれ南白亀川に合流している。

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は 11,149 人(平成 27 年:国勢調査)で、平成 12 年に初めて人口が減少に転じている。

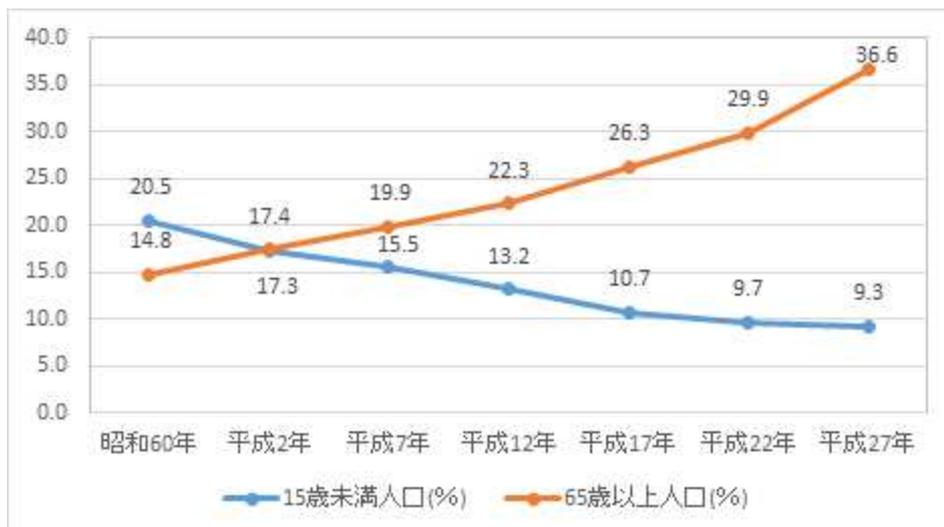
15 歳未満人口は、9.7%(平成 22 年:国勢調査)から 9.3%(平成 27 年:国勢調査)に減少、65 歳以上人口は、29.9%から 36.6%に増加し、着実に少子超高齢化が進んでいる。

世帯数は 4,164 世帯(平成 27 年:国勢調査)で核家族化や単身世帯の増加などにより高い水準で推移しているものの、平成 22 年を境にやや減少傾向にある。

【白子町の人口・世帯数の推移】



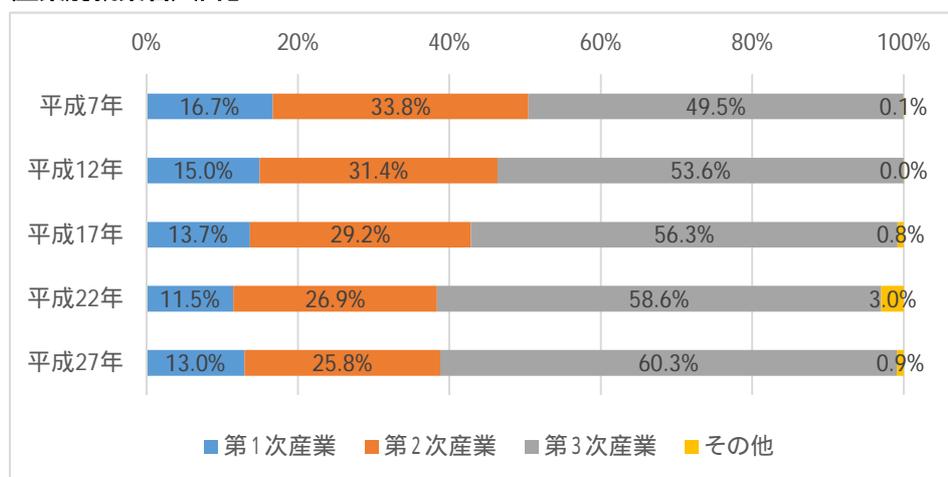
【15歳未満人口と65歳以上人口の人口に対する割合の推移】



(2) 産業

近年では、第3次産業が全体の6割を超え、卸売・小売業、医療・福祉、宿泊・飲食サービス就業者がその半数を占める。1割程度の第1次産業はほぼ農業就業者で、平坦な地形を活用し区画整理された水田と畑が広がる本町では、町の面積の半分以上を農地が占めており、依然として重要な産業である。特産品には、白子たまねぎ、トマト、きゅうり、メロン、花卉、紅あずまがある。

【白子町 産業別就業者人口】



3 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユ ド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605. 2. 3 (慶長 9 年 12 月 16 日)	134.9 33.0	南海 トラフ 沿い	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて 30 余町 (30ha) 干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸 45 か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝 5 年 10 月 9 日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村 6.0～7.5m、矢指戸村 5.5～7.0m、岩船浦 6.5～8.0m、御宿浦 4.5～7.0m、沢倉村 5.5～7.0m などであった。	銚子市高神 1 万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家 50 戸、水死者 97 名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者 13 名、大原で倒家 25 戸、水死者 9 名、矢差戸で倒家 25 戸、水死者 13 名、岩船で倒家 40 戸、水死者 57 名、御宿で倒家 30 戸、水死者 36 名
3	1703. 12. 31 (元禄 16 年 11 月 23 日)	139.8 34.7	房総 沖	8.2		安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿 8m、勝浦 7m、鴨川 6.5m、千倉 9.2m、相浜 11～12m、保田 6.5m などであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で 570 軒流失、死者 100 名、御宿で倒家 440 戸、死者 20 余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。白子町津波溺死者数 1,115 名。
4	1855. 11. 11 (安政 2 年 10 月 2 日)		東京 湾 北部	7.2		浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度 6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1906. 2. 23 (明治 39 年)	139.8 34.8	安房 沖	7.3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
6	1906. 2. 24 (明治 39 年)	139.8 35.5	東京 湾口	7.7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落などの被害があった。
7	1909. 3. 13 (明治 42 年)	141.0 35.6	銚子 沖	7.2		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜 2 戸と煙突の挫折があった。
8	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140.1 35.8	竜ヶ崎 付近	7.1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
9	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139.7 35.2	浦賀 水道	6.9		布良で崖くずれ。		建物全壊 8 戸、破損 771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
10	1923.9.1 (大正12年)	139.3 35.2	相模 湾	7.9		安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4.5m、洲崎 4m、勝山 2.2m、木更津 1.8mなどであった。	千葉県全体で死者 1,335 名、負傷者 3,426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
11	1923.9.2 (大正12年)	140.4 35.1	勝浦 沖	7.4		勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で波高 30cm になった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
12	1953.11.26 (昭和28年)	141.7 34.0	房総 半島 南東 沖	7.4			銚子付近で最大波高 3m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
13	1960.5.23 (昭和35年)	73.5 38.0	チリ 沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
14	1987.12.17 (昭和62年)	140.5 35.4	千葉 県 東方 沖	6.7		山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀等の倒壊 2,792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
15	1989.3.6 (平成元年)	140.7 35.7	千葉 県 北東 部	6.0		佐原市ほか4町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか4市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
16	2005.4.11 (平成17年)		千葉 県 北東 部	6.1	強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
17	2005.7.23 (平成 17 年)		千葉 県 北西 部	6.0	弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベーターが停止し、78 件の閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方の JR 等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。
18	2011.3.11 (平成 23 年)	142.9 38.0	三陸 沖	9.0	弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	銚子験潮所で押波による第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。17 時過ぎに最大潮位となる第 3 波 2.5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8 km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で 23.7 km ² に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、住民の生命・財産を奪い去った。	平成 24 年 3 月 1 日現在 死者 20 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 251 名。 建物全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部損壊 46,828 棟、建物火災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟、水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸、下水道 12,600 戸で使用制限。 ガス 8,631 戸で停止。 電気 35 万 3 千戸で停電。 国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。 農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質の検出された。
19	2012.3.14 (平成 24 年)		千葉 県 東 方 沖	6.1	V 強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。
20	2012.4.29 (平成 24 年)		千葉 県 北 東 部	5.8	弱			震度 5 弱を観測したのは、旭市のみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。

県内における震度 5 弱以上を観測した地震、震度不明のものは M 7.0 以上のものを記載

(2) 白子町が影響を受けた風水害等

年号	年月日	西暦	種別名称等	被害の記録
慶長	14.9.6	1609	慶長の大風	
明治	35.9.28	1902	暴風雨	牛込行徳寺本堂全壊、八斗・古所海岸で家屋全壊7戸、半壊17戸、負傷者2名、他船体破損
大正	6.1.18	1917	暴風	出漁漁船3隻以上漂流、15名死亡
大正	6.9.30	1917	暴風雨、	民家倒壊、田畑被害
大正	15.9.25	1926	暴風雨、	倒壊家屋8戸、半壊家屋4戸、樹木被害、自動車不通、電話不通民家倒壊、田畑被害
昭和	19.4	1944	海上暴風雨	出漁中の地曳船の沈没により船夫死傷多数
昭和	23.9.15	1948	アイオン台風	本県横断により、家屋倒壊142棟、幸治、古所海岸に高潮、樹木畑被害、交通途絶、電線不通